

皆様に、最新の労働災害情報をおとどけしています！

災害発生情報 No.97

2017.3.16
(社) 筑西労働基準協会

筑西労働基準監督署管内で発生した労働災害の最新情報を届けています。各社の安全衛生管理活動にご活用ください。

業種	金属製品製造業	経験	1か月	年齢	22歳	男女	男性
発生月	6月	発生時刻		17時 40分			
発生状況	卓上ボール盤を使用して、穴あけ作業を行っている際、手袋が巻き込まれ、左手を負傷した。						
負傷の程度／部位	左3・4指鞘帯損傷		休業見込	60日			



◆ 再発防止のアドバイス

○本件災害は、入社一か月の労働者が、ボール盤に手袋を巻き込まれて負傷しています。労働安全衛生規則第111条において、回転する刃物に手が巻き込まれるおそれのあるときは、手袋を使用させてはならないと定められているため、事業主が手袋の使用をさせてはならないことはもちろんですが、入社したばかりの被災者に対し、十分な安全衛生教育が実施されていたのかどうかも注意したいところです。

○労働安全衛生規則第35条では、労働者を雇い入れた際に、遅滞なく教育を行わなければならない項目を定めており、「機械の危険性」「保護具の取り扱い」「作業手順」等が挙げられています。

◆ コメント◆ 今年の啓蟄（けいちつ：暖かくなり、生き物が土から出てくる時期）は、3月5日だったそうです。春の訪れを徐々に感じることが出来る季節となりましたが、春は旅立ちの季節であり、新生活の始まりの時期でもあります。希望に胸を膨らませた新入社員の方々が、怪我をすることが無いように、会社様には安全管理の徹底をお願いします。上記災害では、被災者は入社1か月で休業2か月の怪我をしており、場合によっては後遺症が残ることも考えられます。入社直後の経験は、その後の職業人生に大きく影響し、マイナスに働く場合には、会社との大きなトラブルともなりかねません。

平成28年3月に、厚生労働省の委託事業として、「製造業向け未熟練者に対する安全衛生教育マニュアル」が作成されています（厚生労働省のHP上に掲載されています）。マニュアルの中では、安全衛生教育の中で伝えるべき内容や、教える側の留意点などが解説されており、安全衛生教育のご担当者様には、教育実施の際の参考として頂けたら幸いです。未熟練労働者は危険感受性が低く、思いもよらない行動に出ることがあります。一方で、柔軟な適応能力を有していますので、最初に安全衛生の基礎をしっかりとすれば、その後一生分の怪我のリスクを下げる事が可能です。

【お願い】 この記事は、筑西労働基準監督署のご協力により作成し、随時お届けしています。お届けし